西之表市公用車広告掲出取扱要領を次のように定めた。

平成21年3月31日

西之表市長 長野 力

西之表市公用車広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成16年西 之表市告示第26号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、市が所有する公 用車に掲出する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出車両の種類)

第2条 広告を掲出する車両の種類は、別表のとおりとする。

(広告の掲出位置)

第3条 広告の掲出位置は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない範囲において、市長が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数は、別表の車両区分ごとに掲げる規格、枠数を上限と して、その都度市長が定めるものとする。

(広告の掲出方法)

第5条 広告は、特殊フイルム等に印刷し、車体に貼り付ける方法とし、車体へ の塗装は行わないこととする。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、1か月を基準とし、広告主の希望により延長することができる。

(広告の掲出料)

- 第7条 広告の掲出料は、月5,000円とする。
- 2 要綱第8条第3項の広告掲載決定通知書の送付を受けた者は、前項の広告掲 出料を市長が指定する日までに一括して納付しなければならない。

(広告物の修復)

- 第8条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告 物が毀損し、又は破損したときは、市長が費用を負担して広告物の修復を行う ものとする。
- 2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が費用を負担する修復の 対象とはしない。

(広告掲出希望者の募集)

第9条 広告の掲出を希望する者の募集は、要綱第6条の規定により、ホームページ及び広報紙に掲載して行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

公用車の種類		広告の規格		枠数	掲出期間	掲載料
マイクロバス	一般用	前方 60cm 側面 60cm	縦 34 cm × 横 縦 45 cm × 横	各左右 2 枠	1 か月	5,000円/月
	老人福祉用	前方 60cm 側面 60cm	縦 28 cm × 横 縦 45 cm × 横			